

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

タイトル	Programmatic CDM プログラム型 CDM
主催	国際排出量取引協会 (International Emissions Trading Association (IETA))
日時	2005 年 12 月 5 日 (月) 15:30 ~ 18:00
主要討論者	<ul style="list-style-type: none"> • Christiana Figueres 氏 (アメリカ地域持続可能な開発センター) • Ofosu-Ahenkorah 氏 (ガーナ) • Pedro Maldonado 氏 (チリ大学) • Jose Urtega 氏 (メキシコ・CFE) 司会 : Klaus Oppermann 氏 (世界銀行)
傍聴者	約 40 名
目的	<p>制度的な準備が整い、マーケットの活動も大きくなっているにもかかわらず、CDM はその潜在能力を活かすと言う点では、現状は十分な活用とは程遠い状況である。現在のボトムアップ型個別プロジェクトによる方法では、地球全体の排出削減のレベルにはほとんど影響を及ぼさない。この方法を継続すれば、CDM はマーケットにも影響を及ぼさず、あるいは途上国の持続可能な開発を促進することもないであろう。</p> <p>本サイドイベントでは、プログラム型 CDM という新しい試みに関する研究成果を踏まえて、それが抱える追加性やモニタリングに対する課題など、現在進行するプロジェクト事例を用いながら検証し、プログラム型 CDM の今後の可能性を探る。</p>
発表の概要	<p>Christiana Figueres 氏は、COP/MOP1 で決定された最も重要な事項は、プログラム型 CDM に関わる事項だと述べた。COP/MOP1 は、“ 単一の地方・地域・国内政策や基準そのものは CDM プロジェクトとして認められないが、そのようなプログラム下のプロジェクト活動は単一の CDM プロジェクトとして登録されうる ” という決定を下した。この結果、政策や基準を実施することになる実際の活動を CDM として登録申請を行うことが可能となったと説明した。例えば、省エネ製品のアップグレード、燃料代替、規制の下で執行される再生可能資源、省エネ基準、無償資金供与やソフトローンなどを挙げた。同氏は、この決定事項は発展途上国にとって重要な進展をもたらすと主張し、CER 売買による利益が発展途上国の燃料代替、再生可能エネルギー導入や省エネなどの政策施行のインセンティブとなるとした。また、今後取り組まなければならない事項として、方法論の選択を挙げ、適当なバウンダリーの設定、重複カウントの防止、リーケージ、追加性の証明、モニタリング方法などについての現実的な定量・検証可能な形の方法論でなければならないと述べた。</p> <p>プログラム型 CDM を分類すると、政府による施策と民間によるイニシアチブとに分けられ、政府施策は義務的な場合と自発的な場合に細分される (民間イニシアチブは自発的なもののみ)。プログラム型 CDM の特徴は、その行動は複数の場所で分散的に実施され、その行動の結果がプログラム型 CDM の結果となること、実施主体は一つの機関であること、プログラム自体がプロジェクト活動であること (つまり複数の行動それぞれはプロジェクト活動ではない) などである。行動は同時に行われなければならないものではなく、またプロジェクト開始段階ではプロジェクト全体の規模や実施時期が分か</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

らない可能性もありうる。現在のところ、プログラム型 CDM として実施を目指すプロジェクトは、プログラム型 CDM 研究の下では、12 件あり、例えば南アフリカの都市部住宅エネルギーサービスの廉価最新化（公的自発型プログラム；CDM 登録済み）、メキシコの産業用電気モーター切替え計画（公的自発型プログラム）、インドネシアの太陽熱調理器プロジェクト（民間プログラム）などである。

プログラム型 CDM プロジェクトと言えるプロジェクトが、既に 1 件登録されていて、2 件が現在登録申請中である。また 9 件が有効化審査中である。京都議定書もマラケシュ合意もプログラム型 CDM が CDM として適格でないとは述べておらず、それは実際に登録されたプロジェクトが存在することからも分かる。プログラム型 CDM は現行の CDM の可能性を拡大しうるものである。ただし、義務的政府施策のプログラムの場合の適格性については、マラケシュ合意では何の規定もなく、今後議論され明確にされるべきなのである。

続いて、義務的公的施策の例として、ガーナの室内エアコンのエネルギー効率基準プログラムのプロジェクトについて、Ofosu-Ahenkorah 氏が発表した。このプロジェクトの目的は、ガーナ国内において室内エアコンの基準を義務的なものとし、施行することである。規準を満たしていないエアコンは販売を許可しないという厳格なものを志向している。ガーナの電力需給については、現在の発電能力を 2010 年前後に超過する見通しとなっている。電力源は水力と地熱に依存しており、また最終利用者側での非効率性が高い。ガーナの電力関係の問題点としては、情報不足、管理能力のなさ、及び政策がないことである。

エアコンエネルギー効率基準の導入のためには、エアコンの新造・更新に費用がかかるが、CER を得られればそれが投資家にとって魅力的な手法になりうることに鑑みて、CDM プロジェクトとすることの可能性を探ろうとしている。CER が無ければ、このような基準を実施する術はない。このプロジェクトの独特な特徴は、政府による政策を CDM プロジェクトとしようとすることであり、これに関しては方法論（NM0072）はすでに提出済みであるが、方法論パネルはこの種の方法論についてのガイダンスを CDM 理事会（EB）に求めている。EB では義務的な政府政策が CDM と成りうるかどうかについては合意に至っておらず、方法論の承認審査は現在保留中となっている。

基準の設定に当たっては、エネルギー効率割合（必要電力を冷却効果で除したもの）を用い、その経済的利益と国全体での省エネ効果を試算した。基準の分析・設定は容易ではなく、関係者との折衝、データ収集、製品分類、統計分析、工学・経済学分析、及び影響分析を行わなければならなかった。

本プログラムを CDM とした場合の問題点としては、以下の事項が挙げられる。まず、CER の所有権者について、誰が分散した行動から生じるクレジットを所有できるのかという問題である。本プロジェクトにおいては、ガーナ基準局を想定している。追加性については、CDM がなければその政策自体が実施され得ないことを示さなければならぬ。本プロジェクトでは可能であろうが、他の場合には複雑となる可能性が予想され、現行の追加性証明ツール以上の証明が必要となるかもしれない。ほかに、重複カウント（新たなエアコン購入者がクレジットを要求しないよう確保すること）や、モニタリング（利用時間に応じた変数サンプリングが必要）、フリーライダー、及びリーケージについても、本プロジェクトでは解決できている。収益試算には、3 年の償却期間を目標と

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	<p>し、ライフサイクル費用を算出した。</p> <p>この基準の導入に関する法案は2002年6月に国会を通過する予定であったが、CDM 手続が完了していないため、予定よりも3年以上遅れている。同様に、自発的ラベル制度(2003年1月導入予定)、検証設備の設立(2004年12月完了予定)、完全実施(2005年1月予定)すべてが遅れている。</p> <p>次に、Pedro Maldonado氏は、前二者の発表を受けた発表を行った。CDMにより、温室効果ガス(GHG)排出量を削減し、附属書1国がその目標値の達成にかかる費用を抑え、途上国の持続可能な開発に貢献することが重要である。現行のCDMは、その目標をごく部分的に達成しているに過ぎない。単一プロジェクトによるCDMは、技術的な隔離を生み出し、技術の統合を達成し得ない。エネルギー効率改善は、世界の状況を考慮すると、非常に重要である。エネルギー起源のGHG削減は達成しうる方法である。公的政策の活用こそが、気候変動対策の真の手段であるはずである。したがって、CDMのポテンシャルを最大限に活かすために、プログラム型CDMを全面的に支持する。CDM EBには、義務的政府プログラムの適格性を認め、そのための方法論を承認することを望む。</p> <p>Jose Urtega氏も、Figueres氏とOfosu-Ahenkorah氏の発表を受けて、コメントを述べた。先進国について、ドイツを例にして、EU ETSとの関係で、産業界が制限を設定されたため、CDMの実施も検討したものの、その取引コストの高さから躊躇する部分もある。中所規模のプロジェクトに対する関心が高い。プログラム型CDMの研究成果は、これらの状況を的確に反映できるものであると思う。分野別CDMやプログラム型CDMなどが京都議定書及びマラケシュ合意に則ったものであるならば、それらに基づいて策定される先進国の国家政策の上に成立しうるし、現行CDMには更なる柔軟性が必要でもある。</p>
質疑応答	<p>Q1 (Figueres 氏): プログラム型 CDM のバンドリングとはどういうものか？</p> <p>A1 (Figueres 氏): 具体例が思いつかないが、例えばモルドバのプロジェクトでは様々な行動を行うことを一つのプログラムの下で行うことで、プログラム型プロジェクトとしている。</p> <p>A1 (Klaus Oppermann 氏): 異なる種類のプログラムをバンドルするということではない。プログラム型 CDM は、プログラム全体を一つのプロジェクトとするものである。</p> <p>Q2 : 費用対効果に関して、CER 収益より実際の実施コストの方が高くなった場合にはどうするのか？</p> <p>A2 (Ofosu-Ahenkorah 氏): ガーナの場合、義務的基準の導入によって、短期的にはエアコン製造費用がかさむことは考えられるが、長期的には回収可能な費用であると思う。と言うのも、現時点でエアコンの価格は大幅に下落しており、すなわち技術普及に伴って技術費用が低下したためであると思われる。</p> <p>Q3 : 追加性の証明については、ガーナの場合の追加性証明が実験設備の建築によってなされたが、一般的に他の場合でも同じことが適用できるのか？このような追加性の証明</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	<p>は、どれほど難しいのか？ A3：エネルギー効率改善プロジェクトに限らず、市場浸透率などを用いて、一般化することが必要であろう。</p> <p>Q3 (CE・松尾氏)：オープン型の需要者側管理に関する追加性の証明について、不偏的質問票方式 (unbiased questionnaire) を用いるのはどうか？ A3 (Figueres 氏)：やっているのはまさに同じことであるので、有益な提案である。 A3 (Kalus Oppermann 氏)：フリーライダー対策としても可能な方法であると思う。</p>
資料	<p>< 会場配布資料 ></p> <ul style="list-style-type: none"> • 'Study on Programmatic CDM Project Activities: Eligibility, Methodological Requirements and Implementation' (Prepared for the Carbon Finance Business Unit of the World Bank; 29 Nov. 2005) • 'Executive Summary of the Study on Programmatic CDM Project Activities: Eligibility, Methodological Requirements and Implementation' (Prepared for the Carbon Finance Business Unit of the World Bank; 29 Nov. 2005) • 'Draft Proposals for the Implementation of Programmatic CDM Project Activities within the Existing Regulatory Framework of CDM Project Activities' (29 Nov. 2005) <p>< オンライン資料 > (IETA ウェブサイト : http://www.ieta.org)</p> <ul style="list-style-type: none"> • プレゼンテーション (Christiana Figueres) • プレゼンテーション (Ofosu-Ahenkorah) • プレゼンテーション (Klaus Oppermann)

文責：弥富 圭介 (財団法人地球環境戦略研究機関)、元田 智也 (GEC)